公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年10月23日

鳥取市長 深 澤 義 彦

- 1 工事の概要
- (1) 工 事 名 (仮称)鳥取市北部学校給食センター新築(電気)工事
- (2) 工事場所 鳥取市 千代水三丁目 地内
- (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、将来の鳥取市を担う子供たちの健やかな成長のため、児童生徒に安全・安 心な学校給食が長期にわたり安定して供給できる環境を確保するものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定の次に掲げる工事と協調を図り実施する必要がある。
 - (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築 (建築) 工事
 - (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築(空調)工事
 - (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築(給排水)工事
 - (仮称) 鳥取市北部学校給食センター新築(昇降機) 工事
- (4) 工事の概要、構造、規模等

ア 対象となる建築物

(ア) 学校給食共同調理場

(施設能力:最大調理能力7,500食/日、アレルギー対応食100食/日) 鉄骨造 地上2階 延べ面積 3,824.68 $\rm m^2$

(イ) 除害設備機械室

木造 地上1階 延べ面積 20.25㎡

(ウ) 駐輪場

鉄骨造 地上1階 延べ面積 11.27㎡

イ 内容

電灯·動力設備、受変電設備、発電設備等

- (5) 工 期 本契約の締結の日から令和9年11月2日まで
- (6) 予定価格 金 392,000,000 円 (消費税及び地方消費税を除いた額)
- (7) 支払条件

ア 令和7年度 契約額の40%に相当する額を超えない額

イ 令和8年度 契約額の40%に相当する額から令和7年度に支払う額を差し引いた額

ウ 令和9年度 契約額から令和7年度及び令和8年度に支払う額を差し引いた額

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に

掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

- (1) 共同企業体に関する要件
 - ア 共同企業体は、鳥取市内に本店を有する3者による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、20%以上とする。
 - ウ 代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者のうち、その出資比率が異なる場合は出 資比率の最も大きな者とし、それが複数ある場合は構成員によって決定された者とする。
 - エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業(電気工事)の許可を受けている者であること。
 - ウ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について(令和6年鳥取市告示第625号)に基づく電気工事の入札参加資格を有する者であること。
 - エ 4の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日において、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱(平成17年1月26日制定)に基づき、電気工事のA級に格付されている者であること。
 - オ この公告の日において、令和7年4月1日以降に鳥取市が公告した工事(共同企業体を対象として募集したものであって、かつ、当該工事に係る資格として鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱に基づく電気工事のA級に格付けされている者であることを求めたものに限る。)の契約期間中(仮契約期間を含む。)である者でないこと。
 - カ この公告の日から本件入札の日までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指 名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)又は鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停 止措置要綱(昭和60年5月24日制定)の規定に基づく指名停止措置を受けていない者 であること。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者に あっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23 第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、4の(2)のアの技術資料等 の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - ク 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を 有する者でないこと。
 - ケー他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
 - (ア)資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。
 - a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係 にある場合

- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一 方が更生会社等である場合を除く。
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア) 又は(イ) と同視しうる 資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している建物で、1棟(廊下(開放廊下を除く。)でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。)の延べ面積が2,200㎡以上の電気工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- イ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (ア)電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第1項に規定する第一種電気工事士 免状の交付を受けている者(以下、「第一種電気工事士」という。)、又は建設業法第2 7条第1項に規定する技術検定(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条 第1項の表の上欄に掲げる検定種目を電気工事施工管理とし、同条第2項に規定する区分 を一級とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者(以下、「一級電気工事 施工管理技士」という。)であること。
- (イ) 当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。)にある者であること。
- (ウ) 平成27年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している建物で、1棟の延べ面積が 2,200㎡以上の電気工事を、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として 従事した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については 出資比率が20%以上のものに限り、当該工事に現場代理人としてのみ従事していた者 については当該工事の施工時に(ア)に該当していた者に限る。
- (エ)電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の 交付を受けている者で、かつ、同法第26条第5項の国土交通大臣の登録を受けた講習を 受講している者であること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格
 - ア 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす主任技術者を専任で配置できる者であること。
 - (ア)電気工事士法第4条第1項に規定する第一種電気工事士又は第二種電気工事士の免状の交付を受けている者、又は建設業法第27条第1項に規定する技術検定(建設業法施行令第37条第1項の表の上欄に掲げる検定種目を電気工事施工管理とするものに限る。)の合格証明書の交付を受けている者であること。
 - (イ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

3 設計業務等の受託者等

(1) 2の(2)のクの「本件工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる共同体の代表者又

は構成員である。

第一期鳥取市学校給食センター基本・実施設計業務 白兎・山下特定設計業務共同企業体 代表者 株式会社白兎設計事務所

鳥取市西町二丁目123番地

代表取締役 藪田 浩明

構成員 株式会社山下設計工房

鳥取市富安一丁目74番地3

代表取締役 山下 卓治

(2) 2の(2)のクの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者」とは、次のア又はイに該当するものである。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額 の100分の50を超える出資をしている法人

イ 法人の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における る当該法人

4 技術資料等の作成及び提出

(1)技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト(https://www.city.tottori.lg.jp)に掲載するとともに、次のとおり希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和7年10月23日(木)から同年11月12日(水)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時15分まで

イ 交付場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市都市整備部建築住宅課(鳥取市役所本庁舎5階)

(2)技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間、時間及び場所

(1) に同じ。

イ 提出方法

1部持参すること。

(3)技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 設計図書を示す場所及び期間

本件工事に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。

(1) 閲覧場所 鳥取市幸町71番地

鳥取市役所本庁舎5階東側エレベーターホール前待合スペース

- (2) 閲覧期間 令和7年10月23日(木)から同年12月5日(金)までの日(休日を除く。)
- (3) 閲覧時間 午前9時から午後5時15分まで
- 6 設計図書に関する質問及び回答
- (1) 設計図書に対する質問は、令和7年12月5日(金)正午までに鳥取市総務部検査契約課に 書面にて行わなければならない。
- (2) 前号の質問に対する回答は、令和7年12月11日(木)までに書面にて、入札参加資格者に対して鳥取市総務部検査契約課より通知する。

7 入札方法等

- (1) 入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用して行うため、本件入札への参加を希望する者は、令和7年11月25日までに鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事等電子入札実施要綱の規定に従い、書面参加の手続きを行うこと。
- (2) 入札等の日程は次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情によりこれを変更することがある。
 - ア 指名又は非指名通知日 令和7年11月28日(金)
 - イ 入札書提出期間

令和7年12月4日午後5時00分から同年12月16日午前8時30分までの期間の うち、鳥取市公式ウェブサイト内の鳥取市電子入札ポータルサイトに記載する電子入札シス テムの利用時間に該当する期間とする。

ウ 開札予定日

令和7年12月16日(火)

- (3)入札参加者は、本件工事の本工事費内訳書を入札書の提出時に併せて提出しなければならない。本工事費内訳書を提出しない者のした入札は無効とする。
- (4) この入札は、最低制限価格制度を適用する。

8 議会の議決

本件の工事請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鳥取市条例第13号)第2条に規定する契約に該当するため、落札後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が入札参加の 資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあ る。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市都市整備部建築住宅課(電話 0857-3 0-8374)とする。

- (2)技術資料等の提出は、入札参加資格の有無を確認するものであり、審査の結果によっては入札参加資格がないものとする場合がある。
- (3)入札参加希望者の中から指名競争入札参加者を指名し、通知する。なお、指名しなかった者には、非指名通知書を通知する。
- (4) 指名しなかった旨の通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。) に書面により鳥取市に対して非指名理由についての説明を求めることができる。
- (5) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。) に書面により回答する。
- (6) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7)技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (8) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (9)提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。
- (10) 技術資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。
- (11) 落札者は配置予定の技術者を、本件工事の現場に配置すること。
- (12)本件工事の受注者(共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員)は、市が公告して実施する他の工事(令和8年3月末までの間に公告を行う、電気工事に係るものに限る。)の入札に参加することができない。